

令和5年度

北名古屋沖村西部土地区画整理事業  
特 別 会 計 補 正 予 算 書  
(第2号)

北名古屋市



令和 5 年度北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第 2 号）

令和 5 年度北名古屋市の北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計補正予  
算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定によ  
り翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」  
による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

北名古屋市長 太田 考則

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	沖村西部事業費	千円 329,787

